

令和4年5月23日

令和4年第2回和束町議会臨時会

(第1号)

和 東 町 議 会

令和4年第2回和東町議会臨時会

会議録 (第1号)

招集年月日 令和4年5月23日(月)

招集の場所 和東町議会議場

開閉議日時 開議 午前 9時30分

閉議 午前10時55分

出席議員(10名)

1番	岡	田	勇	2番	高	山	豊	彦		
3番	藤	井	清	隆	4番	村	山	一	彦	
5番	吉	田	哲	也	6番	井	上	武	津	男
7番	岡	本	正	意	8番	畑	武	志		
9番	小	西	啓	10番	岡	田	泰	正		

欠席議員(0名)

な し

職務のため議場に出席した者の氏名

事 務 局 長 島 川 昌 代

書 記 西 田 絵 美

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀忠雄
副町長	奥田右
総務課長	岡田博之
総務課行財政担当課長	宮木大
地域力推進課長	原田敏明
人権啓発課長	中尾政弘
税住民課長	吉田敏江
福祉課長	北広光
診療所事務長	細井隆則
総合施設整備課長	竹谷秀俊
農村振興課長	竹谷徹也
建設事業課長	馬場正実
会計管理者兼会計課長	榎木由佳

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 別紙議事日程のとおり

会議の経過 別紙のとおり

会議録署名議員 4番 村山一彦

5番 吉田哲也

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
和束町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
和束町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第24号 令和4年度和束町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第25号 令和4年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（岡田泰正君）

皆さん、おはようございます。

本日は、ご苦労様です。

ただいまから、令和 4 年和束町議会第 2 回臨時会を開会いたします。

本日、新型コロナウイルス感染防止対策として議場内扉 3 か所を開放し、空気清浄機と演台にはアクリルつい立て板を設置しております。

また、マスクの着用を必須とし、発言時におきましてもマスク着用をお願いいたします。

ただし、演台での発言時につきましては、マスクを外していただいて結構です。声が聞き取りにくいと思われるので、質問、答弁の際は、マイクに近づけて発言していただきますようよろしくお願いいたします。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

令和 4 年第 2 回の臨時議会を招集させていただきましたところ、議員の皆さんには大変お忙しい中、こうして全員の議員さんにご出席いただきまして本当にありがとうございます。また、日頃は和束町の行政に対して何かとご理解、ご協力いただいておりますことを重ねてお礼を申し上げさせていただきたいと思っております。

本日の臨時議会におきましては、承認案件 2 件、議決案件 2 件を予定させていただいております。どうか慎重なご審議をいただきまして、原案どおりご承認をいただきますことをお願いいたしまして、簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（岡田泰正君）

本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番、村山一彦議員、5番、吉田哲也議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日の1日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

諸般の報告をさせていただきます。

和東町国民健康保険診療所の今年度の医師の体制については、3月末の桐山所長の退職に伴い、4月より月曜日から金曜日まで非常勤の先生方に勤務いただいているところであり、3月議会でも申し上げましたように、引き続き常勤医師の確保に努めるとしていたところではありますが、このほど、常勤していただく医師を採用する運びとなりましたので、報告をさせていただきます。

令和4年6月1日より採用する医師は、現在、京都府立医科大学大学院医学研究科移植・再生外科学病院教授の牛込秀隆氏であります。

牛込医師は、昭和44年7月生まれの現在52歳であり、長年、府立医大の臓器移植の分野においてご活躍されておりましたが、近年、地域医療の分野に携わってみたいとの思いを強くされていたところ、本町で医師を募集しているということを耳にされ、応募いただいたものであります。牛込医師の着任により、診療体制の充実を図る

ことができますので、診療所に対する住民のニーズに応え、本町地域医療の発展に寄与していただけるものと確信しております。

なお、この後、提案させていただきます国民健康保険特別会計の補正予算は、医師の採用に伴う人件費の補正が内容となっておりますので、よろしくお願いたします。

以上、私からの諸般の報告とさせていただきます。

○議長（岡田泰正君）

議長より報告いたします。

監査委員より、令和4年2月28日現在、3月31日現在の例月出納検査結果の報告がありましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は事務局にてご覧ください。

以上で、報告を終わります。

日程第4、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「和東町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

承認第2号の専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、それぞれ令和4年3月31日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、和東町税条例の一部を改正する必要性が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、今回提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

おはようございます。

それでは、私のほうから、承認第2号についてご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年5月23日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚めくっていただき、次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和4年3月31日

和東町長 堀 忠雄

1. 専決事項 和東町税条例の一部を改正する条例
2. 専決理由 地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、それぞれ令和4年3月31日に公布されたことに伴い、和東町税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

次ページに和東町税条例の一部を改正する条例の条例案になります。

議長にあらかじめお許しを頂戴しておりますので、5枚めくっていただきまして、資料の7ページでございます。

和東町税条例の一部を改正する条例 概要によりご説明をさせていただきます。

1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律等が、令和4年3月31日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、法及び政令等の改正に合わせての改正となります。

2 改正概要

①法人町民税の申告納付（第48条）関係でございます。

こちらは条ずれの反映でございます。

②固定資産課税台帳の閲覧の手数料（第73条の2）関係及び固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料（第73条の3）関係でございます。こちらは改正民法により不動産登記法が改正され、登記簿に登録される事項が新たに追加されることに伴い、登記所から市町村への通知事項の拡大等が図られることに関連する文言の追加となります。

③法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合（附則第10条の2）関係でございます。（わがまち特例）でございます。法附則の項ずれの反映となります。

④新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告（附則第10条の3）関係でございます。こちらは省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴い、文言の整理になります。

改正条例の施行日につきましては、令和4年4月1日となっております。

以上、和東町税条例の一部を改正する条例 概要のご説明とさせていただきます。

ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「和東町税条例の一部を改正する条例」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「和東町税条例の一部を改正する条例」は原案のとおり承認されました。

日程第5、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

承認第3号の専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和4年3月31日に公布、令和4年4月1日に施行されたことに伴い、関連する和東町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、今回提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

それでは、続きまして、私のほうから、承認第3号についてご説明を申し上げます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年5月23日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚めくっていただき、次ページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和4年3月31日

和東町長 堀 忠雄

1. 専決事項 和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
2. 専決理由 地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和4年3月31日に公布、令和4年4月1日に施行されることに伴い、和東町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

右ページのほうをご覧ください。

和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

和東町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第23条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第2項中「同条中」を「同項中」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の和東町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

次ページに新旧対照表がございます。

もう1枚おめくりいただきまして、和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 概要でございます。

改正理由につきましては、専決処分書で申し上げたのと同様になってまいります。

2 改正概要、もう一度ご説明のほうをさせていただきます。

第2条【課税額】の関係ということで、課税限度額の引上げになります。

表の一番左側になりますが、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額のそれぞれ、現行が63万円、19万円、17万円で、合計99万円であるところを改正後、65万円、20万円、介護につきましては据置きで、合計102万円の引上げとなります。

3 改正条例の施行日につきましては、令和4年4月1日でございます。

以上、和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例のご説明とさせていただきます

ます。

ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第24号 令和4年度和東町一般会計補正予算（第1号）、議案第25号 令和4年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、以上2件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第24号及び議案第25号の提案理由を申し上げます。

議案第24号 令和4年度和東町一般会計補正予算（第1号）は、新型コロナウイルス

ルス感染症や原油価格高騰等に係る生活支援として、一昨年度、昨年度に引き続き、茶源郷和東生活応援商品券事業や住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業の増額、また、路線バス再編に向けたデマンド交通の実証運行事業等において

議案第25号 令和4年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、直診勘定における新任医師の就任に伴う人件費等において

それぞれ予算補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

おはようございます。

それでは、私のほうから、議案の説明をさせていただきます。

議案のほうをよろしく願いいたします。

議案第24号

令和4年度和東町一般会計補正予算（第1号）

令和4年度和東町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,390万円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億2,390万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月23日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

「第1表 歳入歳出予算補正」、まず歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

15款国庫支出金、2億5,794万8,000円、6,299万5,000円、3億2,094万3,000円。

20款繰越金、500万円、1,090万5,000円、1,590万5,000円。

歳入合計、34億5,000万円、7,390万円、35億2,390万円。

1枚おめくりください。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

2款総務費、5億9,975万8,000円、1,450万5,000円、6億1,426万3,000円。

3款民生費、10億1,216万円、773万4,000円、10億1,989万4,000円。

4款衛生費、4億8,109万3,000円、1,090万円、4億9,199万3,000円。

6款商工費、3,954万6,000円、3,950万円、7,904万6,000円。

8款消防費、1億8,325万円、126万1,000円、1億8,451万1,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書No.24 和束町一般会計補正予算（第1号）のほうをよろしくお願いたします。

1ページから4ページまでは総括ということで議案書と重複しますので、省略をさせていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、補正額 1,450 万円。

こちらにつきましては、1 節総務管理費補助金ということで、過疎地域持続的発展支援事業交付金、これにつきましては、地域公共交通デマンド化事業に関する補助金でございます。

同款、同項、2 目民生費国庫補助金、補正額が 773 万 4,000 円。

こちらにつきましては、1 節社会福祉費補助金、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業補助金で 750 万円、2 節児童福祉費補助金、コロナ対応地方創生臨時交付金（保育園環境整備事業）23 万 4,000 円でございます。

同款、同項、5 目商工費国庫補助金、補正額 3,950 万円、1 節商工費補助金で、コロナ対応地方創生臨時交付金（生活応援商品券事業）3,950 万円を計上させていただいております。

同款、同項、7 目消防費国庫補助金、補正額 126 万 1,000 円。

1 節消防費国庫補助金ということで、コロナ対応地方創生臨時交付金（感染拡大防止事業）に係る部分で 126 万 1,000 円を計上させていただいております。

20 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額 1,090 万 5,000 円でございます。

1 節前年度繰越金ということで、純繰越金 1,090 万 5,000 円を計上しております。

続きまして、7 ページ、8 ページでございます。

歳出のほうでございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、12 目交通対策費、補正額 1,450 万 5,000 円。

こちらにつきましては、地域公共交通デマンド化事業ということで、主なものにつきましては、委託料、デマンド型乗合交通運行管理委託料 459 万 4,000 円、運行管理システム導入委託料 237 万円、また、備品購入費としてデマンド交通用車両

2台購入を予定しております。519万6,000円を計上させていただいております。

3款民生費、1項社会福祉費、12目住民税非課税世帯等臨時特別給付費、補正額750万円。

こちらにつきましては、18節負担金補助及び交付金ということで、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業750万円、このうち給付金として750万円を計上させていただいております。

同款、2項児童福祉費、3目保育所費で補正額が23万4,000円。

こちらにつきましては、14節工事請負費、東保育園諸経費の工事請負費ということで23万4,000円を計上させていただいております。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額が1,090万円。

こちらにつきましては、27節繰出金ということで、国保直診勘定特別会計繰出金1,090万円を計上させていただいております。

9ページ、10ページをお願いいたします。

6款商工費、1項商工費、1目商工振興費、補正額3,950万円。

こちらにつきましては、茶源郷和東生活応援商品券事業として3,950万円、このうち主なものといたしまして、負担金補助及び交付金で茶源郷和東生活応援商品券補助金3,812万円を計上させていただいております。

8款消防費、1項消防費、5目災害対策費で補正額が126万1,000円。

こちらにつきましては、10節需用費ということで、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業で、消耗品費として126万1,000円を計上させていただいております。

一般会計の補正予算につきましては、以上でございます。

特別会計につきましては担当課長のほうから説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○診療所事務長（細井隆則君）

おはようございます。

続きまして、私のほうから、議案第25号につきましてご説明申し上げます。

議案書のほうをお開きくださいますようお願いいたします。

議案第25号

令和4年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 直営診療施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,090万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,510万円とする。

2 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月23日提出

和束町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

まず、歳入のほうからご説明申し上げます。

款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

6款繰入金、2,789万円、1,090万円、3,879万円。

歳入合計、8,420万円、1,090万円、9,510万円。

めくっていただきまして、歳出でございます。

歳出のほうにつきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

1款総務費、5,691万7,000円、1,090万円、6,781万7,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料No.25、予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

なお、1ページから4ページの総括は議案書と重複いたしますので、割愛させていただきます。

5ページ、6ページをお開きくださいますようお願いいたします。

まず、歳入でございます。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金として補正額1,090万円、1節一般会計繰入金1,090万円でございます。

めくっていただきまして、歳出でございます。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費で補正額が1,090万円。内訳といたしましては、2節給料として540万6,000円、3節職員手当等として367万2,000円、4節共済費として182万2,000円でございます。

めくっていただきまして、9ページ以降に給与費明細をつけておりますので、詳細につきましては後ほどお目通しいただければと思いますが、若干補足の説明をさせていただきます。

11ページの真ん中のほうにウとして級別職員数がございます。上段、下段に分かれておりまして、上段のほうが令和4年6月1日現在ということで、冒頭、諸般の報告で町長から報告がございましたように、新任の医師を採用するという運びになりました。その医師につきましては、この上段の真ん中のほうにあります医療職1ということで、3級の職員ということになります。

3級の職員につきましては、11ページの下の方に級別の基準となる職務というのがございます。その後に医療職(1)3級につきましては、診療所副所長の職務ということで規定されております。ということで、6月から副所長として就任いただくという流れになっております。

以上です。どうぞよろしくようお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

すみません、何点か確認だけさせていただきたいと思います。

先ほど資料の8ページなんですけど、デマンド交通に関する関係なんですけど、ここでデマンド交通用車両ということで2台ということでございましたが、この2台の詳細の説明をお願いできますか。

○議長（岡田泰正君）

総務課行財政担当課長。

○総務課行財政担当課長（宮木 大君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

デマンド乗合交通の車両につきましては、519万6,000円計上させていただいております。1つはミニバンタイプの車両と、もう1台、小型の普通車両のほうの1台の合計2台を予定してまして、その他、需要度に応じまして運行の業務を委託する事業者の車両を配車するというように予定しています。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ということは、最低2台が確保されていて、それ以上については事業者の車両を利用するというようによろしいですか。

ミニバンというのはどのような形で、例えば7人乗り、8人乗りというものなのか、軽自動車は入っていないのかどうか。

○議長（岡田泰正君）

総務課行財政担当課長。

○総務課行財政担当課長（宮木 大君）

高山議員のご質問にお答えいたします。

ミニバンにつきましては、今のところ確定はしてないですが、7人以上の乗用車ということで予定しております。

また、軽自動車につきましては、今回申請のほうを道路運送法の21条の申請で検討しております、それに当たっては、軽自動車は利用できないということになりますので、今回は普通自動車を考えています。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

具体的にはこれから住民の方の要望なりによって検討をしていただけたらと思うんですが、やはりデマンドという意味でのメリットというのはドア・ツー・ドアだろうと思いますし、なるべく自宅の近くのほうに入れるような車両を準備するというのも大事かと思っておりますので、また、そのあたりは今後検討いただけたらと思っておりますので、よろしくをお願いします。

今回の補正予算の中に保育園とか学校給食の関係で食材が随分高騰しているかと思うんですが、このあたりが補正で組まれてないんですが、今の当初予算の中で対応できるというふうに考えておられるのかどうかお答えいただけますか。

○議長（岡田泰正君）

福祉課、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

お答えいたします。

保育園の給食関連の食材費のことですが、今のところ物価上昇、これからどれぐらい上がるのかというのがなかなか見通しが立たないところでございます。現行4月に行ったところでございますが、これにつきましては、一応想定内の中で賄えたということでございますので、今後、場合によりましたら、9月の定例会等でまた検討していかなければいけないかもしれませんが、今現在につきましては現行当

初予算のままで進めていく予定をしております。

○議長（岡田泰正君）

9番、小西議員。

○9番（小西 啓君）

では、質問させていただきます。

コロナ関係の臨時交付金は総額、今まで幾らぐらい来ておりますか。

○議長（岡田泰正君）

総務課行財政担当課長。

○総務課行財政担当課長（宮木 大君）

小西議員のご質問にお答えいたします。

コロナの交付金につきましては、令和3年度のほうで措置されていましたが約8,000万円が令和4年度のほうに繰越しをしております。今回、交付金を充ててます事業につきましては、その8,000万円のうちから措置させていただきました。

また、物価高騰等によりまして追加で約3,000万円の交付金が和東町のほうに交付される予定ということで、先日、国のほうから通知がありましたので、こちらに對しましては、住民の生活支援、そして事業者の経済対策等で利用に関する用途が限定されたものになっておりますので、こういったものを活用して和東町のこれからのウイズコロナの対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（岡田泰正君）

小西議員。

○9番（小西 啓君）

聞いておりますと1億1,000万円強と、それぐらいということですね。そのぐらいでいろんなところに住民の方々に行き渡るようにしていただいているんですけど、私のところの湯船のことをちょっと申し上げまして、空気清浄機つきのもので総務課長のほうから購入して取りつけるようにということで指導を受けました。そして

ら私もちょっとけちってしまって、このお金はあまり使っては駄目なのでちょっと節約しましたら、クーラーが壊れてまして、ちょっとぐらいつけんでもええわって思っていました。そしたら、3月に税務課のほうから、「確定申告の寒いところでされますので、困っておられるで、区長、あんなことしといたらあかんわ。自分は我慢できるかもしれんけども、ほかの人はみんな我慢できへんでつけなあかんで」て言われまして、しゃあないな。そしたらまた100万円ぐらい金かかるのかなと思っておりましたら、70万近く頂戴できるということで、電気屋に来ていただき、そして量販店に清浄機をつくクーラーを見に行きましたら、取り付けとか撤去とかいろんなことをしたら結構お金がかかりますので、なかなか思うどおりにいかなかったんですけど、丸々出さないと駄目なのが助かりました。その辺はすごく感謝しております。

そして、困っている方へのいろんなところに行き渡るようにしていただきたいんですけど、今般、テレビ、ラジオ、マスコミのほうで報道されております10万円だけでええのに4,300万円も400万円もお金を振り込むというようなことは和束町では絶対あり得ないことですよね。まずはないと思いますわ。優秀な職員さんばかりですから、そしてまずは二重、三重、四重のチェック体制を取っていると思うんですよ。その辺のことは一番責任者はどなたのところへ行くんですか。どのようなチェックをされるのかお聞きしたいんですが。

○議長（岡田泰正君）

会計課長。

○会計管理者兼会計課長（榎木由佳君）

失礼します。

今いただいた質問に対してのお答えをさせていただきます。

阿武町のほうで非課税世帯臨時特別給付金の振込み間違いがあったということで、和束町のほうではどういう手順で振込みをしているかということをご説明させていただきたいと思います。

まず、税住民課起票の支出命令書が会計課に届きましたら内容の確認を行い、支払承認をします。続いて、原課が作成したデータファイルを京都銀行E Bセンターにデータ伝送します。その際、送信するデータの内容、債権者、振込銀行、口座名、口座番号、振込額等を再度、支出命令書と照らし合わせ、間違いがないことを確認した上で送信を行います。それと同時に、京都銀行木津支店を経由してE B伝送サービスセンターに振込指定日、振込依頼件数と依頼総額及びデータ伝送日時等を記載した総合振込通知書をファクスします。E Bセンターでは伝送データとファクスの内容が一致しているかを確認し、問題がなければ振込依頼手続を完了となります。この作業を振込日前日までにやり、何度もチェックを重ねて間違いのないようにしております。

○議長（岡田泰正君）

小西議員。

○9番（小西 啓君）

大変丁寧に説明していただきまして、よく分かりました。多分うちでは間違いのないと思うんですよ。そして、町長もテレビを見ておられたら、あそこの町長、自分ところを棚に上げて言っておられます。振り込んでもらった人はいろんな方がいらっしゃいますよ。うちかて10人議員がいたら10通りの意見があるんです。あの人はあの人なりの振り込んでもらった人の意見です。そしてまた、町長は町長なりの意見を言っておられるんですけど、やはりもう少し謙虚になって、自分ところが間違っただけから、すぐ銀行に言ったら止められるんですよ。そのことをやらなかったということはすかたんしてるということですから。今ごろになって町民の方は、行政のやり方、町のやり方がおかしいんじゃないかと言っておられるでしょう。だから、そうなるんですよ。それだけ慎重に公金は扱ってもらわないと駄目だということなんです。まずはこの辺でこれだけで終わらせていただきますけど、そしたら町長、もう一つ、新聞で二日間連日、京都新聞で載っておりました。プロポーザルです。

私も委員会で質問しましたけれど、なぜ、1位の方が僅差だけれど、1位は1位だ

と言いましたわね。それが逆転して2位の方がなつたと。最初、プロポーザルの中の委員の方が5人か6人いらっしやつた。そのときには2位の方はそのときにひもとしてひっついてくるのかって、そういうような取決めとかされたんですか。

○議長（岡田泰正君）

小西議員、申し訳ありません。

プロポーザルについては、総合保健福祉施設整備事業の件になりますので、次の定例会に議案が提出されますので、そのときにご審議させていただきます。

○9番（小西 啓君）

一回聞いておかな、あんであれになつたから。やはり今、一番の住民の方の関心事なんですよ。そしたら、臨時会でも開いていただけますか。「うん」て言ってもらったら私やめますよ、ここで。

○議長（岡田泰正君）

答弁いただきます。

○9番（小西 啓君）

どうですかということなんです。その点1点、まず聞かせていただけますか。

○議長（岡田泰正君）

副町長、答弁。

○副町長（奥田 右君）

はい、お答えさせていただきたいと思います。

まず、言われているのは、プロポーザルの要領の件で、町が要領と反してやってるんじゃないかということで新聞に書かれております。ただ、よく読んでいただいたら分かると思うんですけれども、選定委員会というのは、選定をしていただく特定業者と第2位を契約業者とね、選定していただく。それを町のほうに報告していただく。契約というのは町の行為ですので、あくまでも選定委員会と契約できませんので、町が契約させていただくと。そうしたときに、あの文章を読んでいただいたら分かる

と思うんですけども、町が特定の1位と2位を決めさせていただいて交渉させていただくと、このように書いていると思うんです。必ず選定委員会の意見が町に反映するとは絶対書いてませんので、そこら辺の業界とか新聞社も含めてですけども、業界とかいろんな意見が出てるわけですけども、それぞれの立場でしゃべられますので分かるんですけども、あくまでも選定要領を読んでいただいたら、特定するのは和東町ということをご理解願いたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

小西議員。

○9番（小西 啓君）

そしたら、なぜああいうような委員会を立ち上げてまでやって、そしてマスコミに騒がれて、そして町民の方にも疑惑を持たれるようなことをやったんだということなんです。最初からそれだったらああいうような委員会も立ち上げなきゃいいんですよ。堂々と競争入札をやりゃあいいんですよ。点数の何点か知らないですけど、当てはまる業者がいるでしょう。そこでと堂々と競争させたらいいんですよ。なぜ、それができなかつたんですか。何かあつたんですか。

こんなんつくついたら何とも言われへんやろう。そして、裁量権やさかいに、和東町の思うとおりにしたらええわと、そんな簡単なもんじゃないですよ。それやったら最初からそんなことをしなきゃいいんですよ。

もう少し町民の方に分かるように説明してもらわな。私らかて分かっているもん何人いるんですか、ここに10人いるけど。分かっている議員の方に説明してもらってくださいよ。私ところにも問合せがいっぱい来てます。何かおかしい、どっか何かあんのかと。私もそのように思いますわ、横目で見ても。そういうことですわ。

これからも大きい事業をやるときには、ああいうようなスタイルを取るんですか、取らないんですか、どうするんですか。

○議長（岡田泰正君）

副町長、答弁。

○副町長（奥田 右君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、契約は地方自治法に基づいて契約するわけですが、その中に種類がございまして。今、小西議員が言われたように一般競争入札、それともう一つは指名競争入札、それとあと随契と、この契約の方法があるわけなんです。今回プロポーザルというのは、指名競争入札でも一般競争入札でもできるんですけれども、こういった建築についてはやっぱり技術を重視していかんなんということ、プロポーザルということで技術提案をしていただくと。その中で、うちのほうでいろんな要項をつくらせていただいて、和東町のシンボルになるようなものをつくっていただきたいと。ただ、値段だけで争うんじゃなくて中身で争っていただきたいと。

もう一つね、コンペというのがあるんです。コンペというのは設計書で争っていただくんです。それは詳細設計から平面から立面から、ほとんど完成に近いもんで出していただいて、こういった審議会を開いていただいて、そこで選定していただくと。ただ、コンペの場合は設計書はほとんど作ってしまいますので、詳細設計までほとんど近いもんで作り上げますので、平面図、立面図まで出していただきます。そうならばかなりお金がかかるんですね、コンサル会社に。だから、それはたくさんの広い業者が参加できないと、特に小さい業者が参加できないということで、プロポーザルの場合はそこまでしなくてもいいんです。中身の提案文書とスケッチ程度の図面、イメージ図ですね、それを作っていただいたら参加できるんです。だから、今、協会のほうとか学会のほうはやかましく言われてるのは、小さい業者かて広い業者の意味で参加できるような方法を各行政機関は取っていただけないかということで、このプロポーザルというのができてるんです。

だから、うちのほうも今回、複合施設ということで造らせていただきますので、いろんな技術提案をしていただいて、その中で選定委員会が出された内容を町のほうに報

告していただいて、それで町のほうで検討させていただくと、このような流れで進むので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

小西議員。

○9番（小西 啓君）

しつこくあまり言わないですけど、こういうような疑惑の持たれるようなやり方はやめたほうがいいですよ。ということは、それぞれ今、聞いておりますと、コンペ方式をやられるのが一番いいんじゃないですか。実物大の何百分の1か何千分の1か知らないですけど、作ってきていただいて、そのコンペ方式やったら一番よう分かると思います。どういような建物ができますと。そして、その中でどの業者がコンペで参加してるか、そのコンペの品物だけ置いといてもろて、それで、1、2、3、4と番号つけといて、一番いい番号を入れて、そして、それが多かったら多いで当選てやったらいいんですよ。一着って決められればいいんですよ。和東町みたいに銀銀銅だったらあかんですよ。金銀銅で行かんならん。1、2、3で行かんならん。イロハのイで行かんならん、そういうことですよ。これからこういうような疑惑の持たれるようなことはやめていただきたい。もう少し町民の方々に説明責任を果たしていただきたいと思います。

○議長（岡田泰正君）

ほかにございませんか。

岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今、小西議員のほうから話がありましたけども、私のほうからも一、二点ほどだけ要望も含めて町長の答弁をいただきたいと思うんですけども、先ほど小西議員からもありましたように、これは5月15日付の京都新聞ですね。ここに「和東町公募型プロポーザル審議覆す決定。不透明な過程、疑問の声」と大きく報じられています。そ

して、結論として、町行政への信頼が揺らいでいるということ、詳細な説明が求められているということが述べられております。

この問題につきましては、3月議会におきましても私のほうからも取り上げさせていただいた経過はありますけども、その際に町のほうから触れられていない点、また説明がなされなかった点が今回の報道で明らかになっていると思うんですね。例えば、いわゆる選定委員長の方が今回の町の判断に疑問を出されていたということ、また、今回のプロポーザルで上位となった、いわゆる選ばれた、特定された2社ともから異議と丁寧な説明を求める要請があったこと、また、この4月に日本建築家協会が声明を出され、5月に日本建築学会会長の談話が出され、今回の和東町の在り方への疑問と丁寧な説明を求めているということが明らかになりました。

そういった特に3月の時点でも議会に報告いただかなければならないようなことがあったと思うんですね。ですから、そういったことが何も報告されないまま問題がないということで押し通されておりました。これらの事実は極めて重大な問題でありますし、この問題がいいか悪いかとかいう以前に、まず、これだけ大きく報じられているわけですから、今回の件について住民の皆さんやまた議会に丁寧な説明を行っていただくというのがまず町の責任だと思うんですね。特段問題がないと言われるんだったら堂々と説明されたらいいと思うんです。

報道を見ましても、ほとんど無視されてますよね。説明されてない。先ほど学会がいろいろ言ってるみたいだけど、雑音のように言われて、自分たちは問題ないんだという態度で終始されていて、これは大変不誠実な対応だと言わざるを得ないと思います。こういうことがあったもんですから、私はてっきり町長から事前に議会に対しても当然説明があるもんだと思っていました。冒頭の報告や中でも何らか触れられるんじゃないかと思っておりました。全く触れられてない。これは一体どういうことなのかと。

先ほどありましたように、私は住民の方からいろいろ言われております。一体議会

は何をしてるんだという声もいただいております。そういう意味ではですね、私、担当課長のほうからはいろいろお話を伺いましたけど、最後は町長が裁量権でああいう判断をされたというふうに伺っております。であるならば、なぜこのようなことを判断されたのか、なぜ、このような問題になっているのか、そういうことを町長が責任を持ってまず説明を詳細にいただけますでしょうか。どうですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

この件については、先ほど副町長のほうから詳しく説明をさせていただいております。新聞の報道については新聞社が書かれることでもあります。繰り返しになりますが、プロポーザル委員会で上がってきた内容、プロポーザルを取ったというのは、これは先ほども説明がありましたように、小さな業者も対等に扱ってもらえるものを全国で広く扱って、そういう制度というのはこの近隣市町村でも増えてきております。

井手町の庁舎にしても宇治田原にしても多くの大きな事業についてはそういう方法を取り入れておるわけですから、そういう時代の要請もあり、この方法を取らせていただいて、そして、その内容を元に随意契約の処理をさせていただいておるわけです。そのときにはその内容等いろいろ勘案して、もっともっと点が開くんだったら分かるんですが、僅差であるがゆえにいろいろ総合的に判断をさせていただいたと、こういうことであります。

それで町長が最終的に判断と言いますけども、これはきちっと積み重ねの方向であって、そして起案がされてくるわけです。そういう内容をそのとおりに受けとめるか異なるのか、これは分かりませんが、私は今回の流れはきちっと行政がやってきたものには間違いはない、そういう判断を強くしているものです。

先ほど副町長もきちっと説明いたしておりました。こうしたことこそが揺れること

なく進めていく、このことが大事だと思っておりますので、今、説明させていただいたとおりでありますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

そこまで言われているのに、なぜこんなに大きい問題になるのかということなんですよね。ちゃんと説明されているんだったら何も問題がないのであるんだったら、なぜこのようなことになるのかということなんです。

○議長（岡田泰正君）

岡本議員、簡潔に説明してください。

○7番（岡本正意君）

先ほど小西議員のときにも2問許されております。ちゃんと説明されてないからこういうことになるんです。

それで、先ほど町長いろいろ言われましたけど、何も答えておられません。私ね、住民の方の声を紹介させてもらったら、副町長は選定委員でしょう。自分で決めたことを自分でひっくり返しているんですよ。こんな恥ずかしいことを説明もなくなぜするのかということなんですよ。

本来だったら副町長が町長の裁量をね、こんなん覆すっていう行為を諫めないかんじゃないですか。両方に席を置いてる方がこっちに来たらこういう判断して、こっちに来たらこういう判断してっていうね、じゃあ、そこに何かあったのかって思われますよ。というのは住民の方の率直な意見です。

どうせ初めから2位の方を取りたかったんだろうと、そういう声もあります。何かお金が動いたんじゃないかという声もあります。それぐらい疑問を持たれているということですよ。それが信頼が揺らいでるということですよ。ですので、何も問題がないということで自信を持って言われるんだったら、まず、私はここで本当はこんな話を

したくなかったんですけど、私は、議長が全協を開いてほしいって言いましたよね。しかし、それは必要ないって拒否されて、個人的に聞いてくださいって言われたんですよ。そんな個人的に聞いて済む問題じゃないですよ。ですから、やはりちゃんと胸張って言えるんだったら、今度6月定例会で関連の予算を出されるというのであれば、それまでに今回の件について、先ほど私が指摘した3月議会に明らかにされてなかったこと、選定委員長から疑問が上がっていたということは事実ですね。それがいつだったのかとか、どういう意見だったのかとか、どう返されたのかとか、3月20日に今回契約を取られた方からも声明を出されましたね。3月25日に1位だった方からも声明を出されましたね。4月、5月に声明なり談話が出されましたね。そういうことをちゃんと資料を出していただいて、どういう経過で今回の判断に至ったのか。僅差というんだったら、じゃあ、どこまでが僅差なのか、どういう僅差だたらそういう判断をするのか、どこにそんな基準があるのか。

私は前に課長に聞いたときに、そういう根拠は一体どこにあるんですかと。そういうことができないとも書いておりませんと。何ですか、この答えは。だったら何でもできるじゃないですかということなんです。

ですから、議長に要望しておきますけども、今度6月定例会の前に全員協議会をちゃんと開いていただいて、そこで詳細な説明を行政のほうからしていただいて、何も問題がないんだたら胸を張って、そんな拒否することないでしょう。ですから、そういう資料も全部そろえていただいて、6月定例会の前にしっかりと議論できるように準備いただきたい、それを議長に要望しておきたいと思います。よろしいですか。

○議長（岡田泰正君）

分かりました。

○7番（岡本正意君）

町長もよろしいですね。これは町長の責任ですよ。ちゃんと説明してください。

水道のときに言いましたよね、「今後に生かしていきます」と。「説明不足であっ

た」と、「今後に活かしていきます」と言われましたよね。活かされていないじゃないですか。また、同じことですね。反省してないということですよ。そこを絶対よろしくお願いしたいというふうに思います。

それから、次に中身に入らせてもらいますけども、先ほどありましたデマンドの関係ですけども、先ほど車両等についての説明がありました。今回、一定のスケジュールをお持ちだというふうに思うんですけども、今回、補正が通った後にこの試行運転ですね、どういうスケジュールで行われるのかということをお聞きしたいのと、それから車両を2台、一応、購入されて、もうそろえるということは、基本的に事業化を前提とされていると思うんですね。試行運転をやって、あかんかったらやめるとかいうことじゃなくて、一定、やはりデマンドを事業化しようという前提で予算を組まれていると思います。それだけに、より丁寧な実証実験をされて、有効性というものをしっかりと検証していくことが必要だと思いますけども、その辺も含めて説明いただけますか。

○議長（岡田泰正君）

総務課行財政担当課長。

○総務課行財政担当課長（宮木 大君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

まず、スケジュールになりますが、本議会で承認をいただけましたら地域公共交通会議のほうを開かせていただきまして、こちらのほうで運輸局のほうに申請する届出等の手続を図ってまいりたいと思います。

その後、実際に運行する事業者のほうの選定、そして運行管理システム、こちらのほうはA I オンデマンド形式の乗合運行交通ということで、過疎地域の持続的発展支援交付金のほうを今回申請し、承認いただいていますので、こういった形で、電話であったりとか、もしくはスマホ等ですね、こういった形で予約をしまして、ルートに関してはそちらのA I のほうが自動で運行ルートを設定するようなシステムを導入し

ていきますので、こういった形で実証運行を図ってまいりたいと思っております。それに当たりましては、実施時期につきましては、早ければ9月、遅くとも10月初め頃には実証運行のほうを始めまして、約3か月程度で実証運行を実施してまいりたいと考えております。

また、この実証運行に当たりましては、住民の皆様の方々には事前の説明であったり利用の仕方の登録等を行うために、7月、8月頃にこのオンデマンドの交通に関しての説明会、住民利用に当たる登録会等を開かせていただきたいと思いますと考えております。

また、予算のほうで計上しておりますけれども、地域公共交通調査研究委託料ということで25万8,000円をつけさせていただいています。こちらのほうで実証運行を実施している間にアンケート等を取らせていただいて、利用されている住民の皆様のご意見等を十分にお聞きしまして、その意見を反映した上でこちらの実証運行終了後につきましては、別途、地域公共交通会議を開かせていただいて、実際にその結果に基づいて、本格運行に向けてどういったものを取り組んでいくかということ十分に議論させていただきまして、できれば来年度に本格運行のほうを実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今回のデマンドの関係というのは、ある意味、ここ20年来、公共交通のことについて、特に町長が就任されて以降、ずっと議論されてきたことなんですけれども、ある意味、初めてと言っていいぐらい具体的な方式というのが今回やられようとしているというように思うんです。それはそれで前向きに捉えているんですけども、ただ、やはり3か月という実証運行の期間というのはちょっと短いんじゃないかなというふうな思いもあるんですね。大体いろんな事業を見てましても、半年であるとか、1年で

あるとか、一定期間をかけて実証されている部分があります。そういう点ではやはり来年度実施という話もありますけども、あまりゴールを決めずに、例えば半年ぐらいは後回しにしても、一定、やはり住民の方になじんでいただいて、率直なそういった意見が出るような形で住民の皆さんの足として認識されていくという過程が必要だと思いますので、そこは丁寧に、結論ありきで進めないようにここは要望だけしておきたいと思います。

次に、生活応援商品券の関係ですけども、一応、前に去年やっていただいた方式で今回再配布いただくというふうにお聞きしているんですけども、改めて確認のために内容と、それから配布のスケジュールですね、その辺、説明をお願いします。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

岡本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

生活応援商品券事業の概要につきましては、まず、事業の趣旨といたしましては、住民の皆様への生活支援及び新型コロナウイルスが地域経済に与えた影響の緩和、地域における消費の喚起を目的とするものでございます。住民の皆様、商工業者の皆様への支援でございます。

給付額、商品券の額面でございますが、住民の皆様お一人当たりにつきまして1万円を予定させていただいております。

配布方法につきましては、各世帯の世帯主宛てに郵送により配布を予定いたしております。

商品券の使用期間につきましては、7月から9月の3か月間を予定いたしております。

ご承認賜りました暁には、すぐさま各種事務や調整に入らせていただきまして、早急に配布を目指すところでございます。しかしながら、何分、印刷にかかる時間、ま

た封入の作業につきましても職員3人体制でやっておったりですね、郵送にかかる時間につきましても一定対面でお渡しさせていただいているという部分がございますので、なるべく早期に配布できるようにとは思っておりますが、尽力をいたす所存でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

一応、今あるような答弁のとおりだと思うんですけども、やはり物価高騰の影響というのは大変厳しい状況に日々なっております。これは今回と関係はありませんけども、町長、今、一番、住民の方がひどく驚いておられるのは水道料金の検針結果です、本当に倍になっていると。改めて今回の値上げの激しさというのを実感されているところで、しかもそれに加えて、今、何もかもが上がってきているという状況ですので、やはり対応が大変急がれると思うんですね。

7月配布ということだと思うんですけども、今回5月臨時会で計上されている以上は6月定例会を超えてまだなお配布されないというのは遅過ぎるというふうに思いますので、いろいろ今、言われたような事情もあると思うんですけども、せめて1か月以内ぐらいには事務が完了できるような形で私は迅速にやっていただきたいと思うんですけども、その辺もう一度お願いできますか。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

今回の臨時会にご提案させていただきました意義というものは、岡本議員がおっしゃいますとおり、もちろん早急に対応すべきものであると認識はいたしております。とにかく早急に住民の皆様へ配布できるように事務を進め、調整いたしたく思ってお

ります。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

よろしく願いします。

それでは、診療の件でお尋ねします。

先ほど町長のほうから6月1日から常勤の医師を確保できたという報告がございました。それは大変努力いただいたということで、応募があったということかもしれませんが、そこ自身は敬意を表したいと思います。

そこで確認をしておきたいんですけども、6月1日からということで着任されるということなんですけども、これは単なる確認ですけども、牛込先生の専門診療科というのは、例えば、内科であるとかあると思うんですけども、どのような先生であるのかということ、一応、全て診てもらわなあかんと思うんですけどね、専門的な診療はどのような専門をされているのかということを確認しておきたいということと、それから、この方が常勤で来られるということは、この4月から一応スクランブル体制といいますかね、いわゆる日帰りメニューとも言われましたけども、そういう形で配置いただいた先生方との関係というか体制というのは、変更というのがあるのか。

それから、今回、副所長待遇ということですから、所長はほかにおられると。いわゆる千春会のほうから週2日来ていただいている先生が所長待遇ということで配置されたわけですけども、そのあたりはどのような体制ということで今後運営されるのか、その辺いかがでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

国民健康保険診療所事務長。

○診療所事務長（細井隆則君）

岡本議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、牛込医師の専門ですね。今現在の府立医大の病院のほうで移植外科、臓器移植の移植ですね。移植外科、それから一般外科を担当されております。

移植の分野でかなり長いこと活躍されてますが、外科として外来のほうに当たっておられるということでございます。来ていただきましたら外科に関わらず、国保診療所は内科・外科を標号しておりますので、その診察に当たっていただくということでございます。

それから、医師の体制でございます。今の所長等はどうなりますかというご質問とも絡めてお答えしたいと思います。ご質問にありましたように、千春会の先生には火曜日1日と金曜日半日来ていただいております。これにつきましては、ほかの曜日の先生方もそうですが、契約によって来ていただいております。特に千春会の先生については、4月から9月末までの半年の契約となっておりますので、所長として来ていただくという契約となっておりますので、それは全うしていただいて、その次、10月からのタイミングで所長交代という流れを計画しております。また、その際には補正等をお願いすることになるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、そのほかの曜日の先生方につきましても、今後調整していかないといけないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

分かりました。

それとですね、これは今後のことになると思うんですけども、今回50代の若い先生が常勤で来られて大変ありがたい話なんですけども、そういう点では大変長く地域医療を携わっていただけるという条件が整ったことは、今後、総合センターの診療所

の関係を考えましてもそれはそれでよかったと思うんですけども、この間、いわゆる前任の所長が高齢であるとか、また体調の面も考慮されて、診療の体制についてですね、夜間であるとか、いわゆる土曜の診療であるとか、いろんな面で縮小をされてきた経過がございます。その辺、新しい方が来られてもすぐにどうこうというのは、慣れていただくことも含めて、患者さんとも含めて大事だと思いますので、早急なあれはどうかと思うんですけども、ただ、やはり今後そういった意味での診療体制を最低でも元に戻していくというような条件というのはできてきたんじゃないかというふうに思うんですけども、その辺は今後の見通しとしてどのようにお考えでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

国民健康保険診療所事務長。

○診療所事務長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

ご質問の中にありましたように、前任の桐山先生、高齢等を理由に、20年前に就任いただいたときの診療体制からかなり縮小といいますか、午前診だけという形になってきておまして、現在はそのまま踏襲している形になっておりますが、常勤の先生に来ていただけるということで、20年前の形まではなかなか戻せないかなとは思っているんですけども、まだ最終調整が必要なんですけれども、いろんな事情がございまして、毎日ではないんですが、午後であったり、それから夜間、民業圧迫にならない形が理想かなとは思っているんですが、夜間の診察も恐らく週2日程度になると思うんですが、していただくということで計画をしております。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

最後にします。

今お聞きしたとおりですけども、ただ、やはり今、コロナも通じて、いわゆる1次

診療を担っている診療所の役割というのは大変よく実感できたこの間の２年間だったと思いますし、そういう点では、より充実していくという方向で、せっかくこういった方が着任いただけるということですから、これまである意味、手が出なかった面も含めて先生ともよく相談いただいて、地域医療の充実に向けてやっていただきたいと思いますので、そこはまたよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（岡田泰正君）

ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は１件ごとに行います。

議案第２４号 令和４年度和束町一般会計補正予算（第１号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第２４号 令和４年度和束町一般会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

議案第２５号 令和４年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第２５号 令和４年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第

1号)は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げさせていただきたいと思います。

まず、最初に、提案させていただきました案件につきましては、全議案ともご承認いただきまして本当にありがとうございました。こうした内容でも説明をさせていただきましたように、こうした事業と、また事務と、順調に進んでいくようこれからも進めてまいりたいと、このように思っているところでございます。

どうか議員におかれましても、いろいろとご理解、ご協力を賜りますことを切にお願いしまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（岡田泰正君）

これをもちまして、令和4年和東町議会第2回臨時会を閉会いたします。

本日は、ご苦勞様でございました。

午前10時55分 閉会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

令和 4 年 7 月 22 日

和東町議会議長 岡 田 泰 正

署名者

和東町議会議員 村 山 一 彦

〃

和東町議会議員 吉 田 哲 也